

後発医薬品使用の取り組みと

一般名の処方せんの交付について

当院では、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした処方（後発医薬品使用）を行うことで特定の医薬品が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。後発医薬品の採用においては、品質・安全性・安定供給体制等の情報を収集し評価する体制を整備しています。

また、医薬品の供給が不安定な状況において、調剤薬局にて円滑にお薬が受け取れますよう、一般名処方（お薬の商品名ではなく有効成分を処方せんに記載すること）を行っております。一般名処方の趣旨につきましては、患者さんに十分説明いたします。詳しくお知りになりたい方は、医師や薬剤師にご相談ください。